

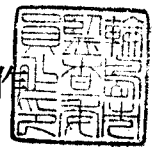
輪島市監査公表第 23 号

輪島市長より、平成22年10月25日付け発輪監査第135号及び平成23年1月11日付け発輪監査第241号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年10月17日

輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





発 輪 都 第 2 7 5 号  
平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

都市整備課

監査執行年月日

平成22年9月29日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 公営住宅使用料について</p> <p>公営住宅使用料の滞納額は、平成15～18年度の頃と比較すると現年分が増えないように取り組んでいる努力が見受けられる。</p> <p>滞納額の抑制には滞納者の生活実態を把握し、契約書の内容をより厳しいものにすることが重要である。日頃から滞納者に関する情報を得るようにし、例えば督促状送付にあたり保証人にも連絡を取り、納入計画を作成することや、訪問し督促状を手渡しすることなど早めの対応が必要である。</p>	<p>滞納額のほとんどは退去した方であり、収納は難しい状況ではありますが催告し、少しずつ収納しております。特に平成15～18年は長期の多額滞納者が集中しているため、滞納者の生活実態を調査し、滞納整理に努め、滞納額の縮小を図ります。</p> <p>また、入居契約の際には連帯保証人に対し、その責務を確認する念書の提出を求めるとともに、督促状送付にあたっては、保証人にも連絡をとっております。</p> <p>また、直接面談による納入計画書を作成し、滞納額の縮小に努めます。</p>	<p>措置方針等</p>